(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
陸前高田市気仙町字小渕七七番一から同市気仙町字的場一三番一〇まで	前	二一・二八～二一・二八メートル	七六・二一キロメートル
	後	二一・二八～一三二・六七メートル	〇〇・四六五三八七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十七日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十五号　岩手県下閉伊郡山田町境田町一三番一五から同町山田第一地割一一番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十九日

○中部地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市金山町金山字仲田三三四六番一地内	前	二二・二〇～二四・八〇メートル	〇〇・〇〇四キロメートル
	後	二二・二〇～二五・四〇メートル	〇〇・〇〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十一号　下呂市金山町金山字紙屋前三四三四番三から同市金山町金山字釜土三二九六番一まで　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十七日

○近畿地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
姫路市林田町松山字村前三四八番から同市林田町松山字井口一八九番まで	前	一〇・四四～一五・〇〇メートル	〇〇・五二〇〇キロメートル
	後	一一・五一～一六・二三メートル	〇〇・五二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十九号　姫路市林田町松山字村前三四八番から同市林田町松山字井口一八九番まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十七日

○四国地方整備局告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局大洲河川国道事務所及び同局中村河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
一般国道　五十六号　高知県宿毛市中央地先から愛媛県南宇和郡愛南町増田地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　有限会社ナインレイヤーズ　代表取締役社長　菊池　豊
住所　高知県香美市土佐山田町宮ノ口一八五番地

三　他の管理者が行う管理の内容
「一般国道三十二号、三十三号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道三十二号、三十三号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年十二月十四日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町字千栄四〇三番一〇地先から同町字千栄四一〇番二まで	前 A	一一・〇～三三・六一メートル	〇〇・四五八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一一・〇～三三・六一メートル	〇〇・四五八キロメートル	
	B	九・四七～三三・八三メートル	〇〇・四七八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部